

資料-14 施設利用料金設定の考え方

- ・利用料金は、以下の金額の範囲内で提案すること。
- ・本資料に記載がないものは、「袋井市運動施設条例」、「袋井市運動施設条例施行規則」及び「袋井市運動施設等使用料減免要領」を準用するものとする。
- ・本資料に記載のない備品等について利用料金を収受する場合は、事業者において利用料金を提案すること。

(1) 専用利用の利用料金

施設	区分	金額(1時間につき、単位:円)		
		市内	照明設備	冷暖房設備
メインアリーナ	全面	1,980 円	1,760 円	5,500 円
サブアリーナ	全面	880 円	770 円	2,200 円
武道場兼多目的フロア	全面	880 円	無 料	無 料
多目的室(研修室)	全面	330 円	無 料	無 料
会議室	全面	220 円	無 料	無 料

※上記の利用料金は、消費税 10%込みとする。

■備考

- 1 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場兼多目的フロア、多目的室(研修室)及び会議室の一部を利用する場合の利用料の額は、当該利用料の額に利用する施設の総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。
- 2 市内に住所を有する者以外が利用する場合は、当該利用料の 100 分の 50 に相当する額を加えた額とする。ただし、個人利用の場合は除く。
- 3 利用者が 65 歳以上又は、高校生以下で利用する場合は、当該利用料の 100 分の 50 に相当する額とする。
- 4 アマチュアスポーツ以外に利用する場合は、当該利用料の 100 分の 100 に相当する額を加えた額とする。
- 5 利用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、当該利用料の 100 分の 200 に相当する額を加えた額とする。
- 6 営利目的又は商業宣伝を目的とし利用する場合は、当該利用料の 100 分の 500 に相当する額を加えた額とする。
- 7 利用時間を超える場合は、その超える 1 時間(1 時間に満たないときは、1 時間とする。)につき、当該利用料の 1 時間に相当する額を徴収する。
- 8 利用料の計算において 10 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 9 上記に定めのないものについては、市長が別に定めるものとする。

(2) 個人利用の利用料金【参考料金】

施設	金額(1人につき、単位:円)
	一般
メインアリーナ	220 円/回
サブアリーナ	220 円/回
武道場兼多目的フロア	220 円/回
トレーニング室	110 円/時間
多目的室	220 円/回
会議室	220 円/回
キッズルーム	220 円/回

※上記の利用料金は、消費税 10%込みとする。

■備考

- 1 利用者が 65 歳以上又は、高校生以下で利用する場合は、当該利用料の 100 分の 50 に相当する額とする。
- 2 利用時間を超える場合は、その超える 1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、当該利用料の 1 時間に相当する額を徴収する。
- 3 利用料の計算において 10 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 4 上記に定めのないものについては、市長が別に定めるものとする。

袋井市運動施設等使用料減免要領

(趣旨)

第1条 この要領は、袋井市運動施設条例（平成17年袋井市条例第89号）第12条、袋井市月見の里学遊館条例（平成17年袋井市条例第82号）第12条、袋井市公立学校施設利用条例（平成17年袋井市条例第88号）第7条及び袋井市風見の丘条例（平成22年袋井市条例第34号）第10条に規定する運動施設等の使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 運動施設等使用料は、次の各号のいずれかに該当する理由（以下「減免の事由」という。）がある場合に限り減免する。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者による袋井市民体育館、袋井体育センター、浅羽体育センター、袋井B&G海洋センター、浅羽B&G海洋センター、愛野公園内運動施設、袋井市月見の里学遊館水玉プール、袋井市月見の里学遊館トレーニングルーム、袋井市風見の丘プール室及び袋井市風見の丘トレーニング室の個人利用であること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「精神障害者」という。）

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発見第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者（以下「知的障害者」という。）

エ 18歳未満の子供に同伴する静岡県が発行したしずおか子育て優待カードを持参した保護者。ただし、袋井B&G海洋センター、浅羽B&G海洋センター、袋井市月見の里学遊館水玉プール及び袋井市風見の丘プール室については、土曜日、日曜日及び祝日の利用を除く。

オ 身体障害者のうちその障害程度の等級が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級若しくは2級の障害を有する者、精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級若しくは2級の者又は知的障害者が運動施設を利用するに際して必要とする満18歳以上の介護人（以下「障害者介護人」という。）

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する活動に係る袋井市運動施設条例第2条に規定する運動施設の利用又はエに該当する利用であること。

ア 袋井市立学校設置条例（平成17年袋井市条例第73号）第2条に規定する小学校、中学校及び幼稚園（以下「市内の学校」という。）が行う独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第5条第2項に規定する学校の管理下における児童、生徒又は園児の活動

イ 市内の学校及び市内の学校が属する団体の実施する各種スポーツ大会

ウ 市内の学校における教員研修に基づく教職員の研修活動

エ 市内の児童、生徒及び園児で構成されるスポーツ団体（以下「袋井市スポーツ少年団等」という。）が袋井市公立学校施設利用条例第2条に規定する施設を利用するスポーツ活動

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する体育館会議室の利用であること。

ただし、アマチュアスポーツ以外に利用する場合及び営利を目的とする場合を除く。

ア 袋井市スポーツ協会及び袋井市スポーツ協会に所属する団体

イ 袋井市スポーツ少年団等及び袋井市スポーツ少年団等に所属する団体

ウ 袋井市体育指導委員が開催する会議

エ アからウまでに掲げるもののほか、構成員のうち市内に住所を有する者及び市内に所在する事業所、学校等に勤務又は就学する者が2分の1以上のスポーツ愛好団体

(4) 袋井市又は袋井市教育委員会（附属機関を含む。）が、行政活動又は教育活動のために袋井市風見の丘プール室又は袋井市風見の丘フィットネス室を専用利用するとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長又は袋井市教育委員会（以下「市長等」という。）が特に必要があると認めるとき。

（減免の割合）

第3条 使用料の減免の割合は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号アからウまでに掲げる者が袋井B&G海洋センター、浅羽B&G海洋センター、袋井市月見の里学遊館水玉プール又は袋井市風見の丘プール室を利用する場合 100分の50
ただし、減免の対象は、袋井B&G海洋センター及び浅羽B&G海洋センターにあっては当日券、袋井市月見の里学遊館水玉プール及び袋井市風見の丘プール室にあっては一般券のみとする。

(2) 前条第1号エに掲げる者が袋井B&G海洋センター又は浅羽B&G海洋センターを利用する場合 100分の100、袋井市月見の里学遊館水玉プール又は袋井市風見の丘プール室を利用する場合 100分の50

ただし、減免の対象は、袋井B&G海洋センター及び浅羽B&G海洋センターにあっては当日券、袋井市月見の里学遊館水玉プール及び袋井市風見の丘プール室にあっては一般券のみとする。

(3) 前条第1号アからエまでに掲げる者が袋井市民体育館、袋井体育センター、浅羽体育センター又は愛野公園内運動施設を利用する場合 100分の100

(4) 前条第1号アからウまでに掲げる者が袋井市月見の里学遊館トレーニングルーム又は袋井市風見の丘トレーニング室を利用する場合 100分の100

(5) 前条第1号オに掲げる場合 100分の100

ただし、1人の障害者について障害者介護人が複数あるときは、これらの障害者介護人のうち1人に限る。

(6) 前条第2号から第4号までに掲げる場合 100分の100

(7) 袋井市公立学校施設利用条例施行規則（平成17年袋井市教育委員会規則第34号）第11条第1項に該当する場合 100分の100

(8) 前条第5号に掲げる場合 100分の50

（申請の手続）

第4条 第2条第1号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、入館に際し、身体障害者には身体障害者手帳を、精神障害者には精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）を、

知的障害者にあつては療育手帳を、18歳未満の子供同伴の保護者にあつてはしずおか子育て優待カードを係員に提示しなければならない。

2 第2条第2号から第4号の規定により使用料の減免を受けようとする者は、利用する日から5日前までに、各規則に規定する減免申請書に減免の事由その他必要な事項を記載して市長等に提出しなければならない。ただし、公立学校体育施設については、利用する日から3日前までとする。

3 第2条第5号の規定により使用料の減免を受けようとするものについては、当該減免の事由が同条第1号に掲げる減免の事由に準ずるものであるときは第1項の規定を、同条第2号に掲げる減免の事由に準ずるものであるときは前項の規定をそれぞれ準用する。

(決定の通知)

第5条 市長等は、前条第2項又は第3項の規定による申請があつた場合は、これに基づいて審査し、その結果を速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項は、その都度協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、改正前の袋井市運動施設等使用料減免要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。